



# 熊本県公報

号外 第38号  
令和3年(2021年)  
7月30日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- **規 則** 墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- **訓 令** 熊本県職員被服類貸与規程等の一部を改正する訓令…………… (人事課) 79

## 規 則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第32号

- 墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則  
(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)
- 第1条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和23年熊本県規則第85号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。  
(熊本県種畜貸付規則の一部改正)
- 第2条 熊本県種畜貸付規則(昭和24年熊本県規則第70号)の一部を次のように改正する。  
様式第1号中「**印**」を削り、同様式(注)を削る。  
様式第2号中「**印**」を削る。  
(熊本県狂犬病予防法施行細則の一部改正)
- 第3条 熊本県狂犬病予防法施行細則(昭和25年熊本県規則第80号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。  
(熊本県牧野法施行細則の一部改正)
- 第4条 熊本県牧野法施行細則(昭和26年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「**印**」を削る。  
(熊本県漁船法施行細則の一部改正)
- 第5条 熊本県漁船法施行細則(昭和26年熊本県規則第25号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「**印**」を削る。  
(熊本県建築士法施行細則の一部改正)
- 第6条 熊本県建築士法施行細則(昭和26年熊本県規則第27号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
別記第1号の2様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
別記第3号様式中「氏名……………印」を「氏名……………」に改め、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。  
別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。  
別記第6号様式中「氏名……………印」を「氏名……………」に改め、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。  
別記第7号様式中「氏名……………印」を「氏名……………」に改め、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第9号様式の記入上の注意以外の部分中「印」を削り、同様式記入上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別記第9号の2様式中「印」を削る。

(熊本県診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧熊本県診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則の一部改正)

第7条 熊本県診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則を廃止する規則(昭和60年熊本県規則第6号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧熊本県診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則(昭和27年熊本県規則第28号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

(熊本県私立学校職員生徒表彰規則の一部改正)

第8条 熊本県私立学校職員生徒表彰規則(昭和27年熊本県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

熊本県私立学校職員表彰内申書

学 校 名、職、 氏 名 及 び 生 年 月 日	
表 彰 さ れ る 事 由	
履 歴 の 概 要	
性 行 及 び 勤 務 状 況	
賞 罰 の 有 無	

上記のとおり内申します。

年 月 日

学校長 氏 名

熊本県知事 氏 名 様

別記第2号様式（第5条関係）

熊本県私立学校生徒表彰内申書

学校名、学年、 氏名及び 生年月日	
学業成績概況	
善行の具体的内容	
その他参考事項	

上記のとおり内申します。

年 月 日

学校長 氏 名

熊本県知事 氏 名 様

(熊本県職員等恩給条例施行規則の一部改正)

第9条 熊本県職員等恩給条例施行規則(昭和28年熊本県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第9号様式までの規定中「印」を削る。

(熊本県と畜場法施行細則の一部改正)

第10条 熊本県と畜場法施行細則(昭和29年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第2号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第3号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第4号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第5号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第5号様式の2から別記第5号様式の4までを次のように改める。

別記第5号様式の2 (第8条関係)

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者 住所  
氏名

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法施行令第5条第1項第1号の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の皮の持出しを開始する年月日及びその期間
- 3 1日に持出しを行う牛の皮の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

- 4 牛の皮の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先

持出しを行う者の氏名	住所	連絡先

- 5 運搬の方法並びに牛の皮の落下及び紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運搬の方法	落下及び紛失防止措置内容

- 6 持ち出された牛の皮を保存する者の住所、氏名及び連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者連絡先

- 7 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

- 8 その他

別記第5号様式の3 (第8条関係)

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者 住所  
氏名

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法施行令第5条第1項第2号の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及びその期間
- 3 1日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

4 牛の卵巣の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先

持出しを行う者の氏名	住所	連絡先

5 運搬の方法及び牛の卵巣の紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運搬の方法	紛失防止措置内容

6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の住所、氏名及び連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者連絡先

7 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

8 その他

別記第5号様式の4 (第8条関係)

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者 住所  
氏名

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法施行令第5条第1項第3号の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 獣畜の肉等の持出しを行う年月日
- 3 獣畜の肉等の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先並びに運搬方法

持出しを行う者の氏名	住所	連絡先	運搬方法

- 4 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の住所、氏名及び連絡先

焼却者の氏名	焼却者の住所	焼却者の連絡先

- 5 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

焼却者の氏名	焼却施設の名称	焼却施設の所在地	焼却施設の連絡先

- 6 その他

別記第6号様式その1(表)の備考以外の部分中「印」を削り、同様式その1(表)備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同様式その2(注)以外の部分中「印」を削り、同様式その2(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(栄養士法施行細則の一部改正)

第11条 栄養士法施行細則(昭和30年熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第12条 農業協同組合法施行細則(昭和31年熊本県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第3号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第4号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第5号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第5号様式の2の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第6号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第7号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第8号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第9号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第10号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第11号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第11号様式の2の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第12号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第13号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第13号様式の2の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第14号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第15号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第15号様式の2の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第16号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第17号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第19号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第19号様式の2の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)を削る。

別記第19号様式の3中「印」を削る。

別記第19号様式の4の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第20号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

別記第20号様式の2の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1

号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。  
別記第23号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。  
別記第24号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。  
別記第24号様式の2の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。  
別記第25号様式の2中「印」を削る。  
別記第25号様式の3の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)を削る。  
別記第26号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。  
別記第27号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。  
(熊本県基準点測量成果の写の保管等に関する規則の一部改正)  
第13条 熊本県基準点測量成果の写の保管等に関する規則(昭和32年熊本県規則第2号)の一部を次のように改正する。  
第11条第3項中「たしかめ」を「確かめ、」に、「押印」を「記名」に改める。  
第13条第2項中「確めた」を「確かめた」に、「押印」を「記名」に改める。  
別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式

基準点測量成果の写覧票		受 付 番 号		
申請者氏名		閱 年 月 日	年 月 日	
閱 覧 成 果		閱 覧 者 氏 名		
名 称	番 号	員 数	返納受領者氏名	記 事

(熊本県腐蝕病まん延防止規則の一部改正)

第14条 熊本県腐蝕病まん延防止規則(昭和32年熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

(熊本県恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 熊本県恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和32年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式から別記第9号様式まで及び別記第12号様式から別記第15号様式までの規定中「㊟」を削る。

(熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年熊本県規則第52号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第2号様式中

請求 します。	請求者印	仕訳者印
仕訳		

を

「

請求 します。	仕訳者
仕訳	

に改める。

」

別記第3号様式及び別記第4号様式中「印」を削る。

(熊本県調理師法施行細則の一部改正)

第17条 熊本県調理師法施行細則(昭和34年熊本県規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部改正)

第18条 熊本県歳計現金余裕金貸付規則(昭和34年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1及び別記様式第4中「印」を削る。

(熊本県旅館業法施行細則の一部改正)

第19条 熊本県旅館業法施行細則(昭和34年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(第1面)中

年 月 日生	印
--------	---

を

「

年 月 日生	調査員職氏名
--------	--------

に、「

調査員職氏名	印
--------	---

」を「

調査員職氏名	調査員職氏名
--------	--------

」に

改め、同様式(第3面)備考以外の部分中「印」を削り、同様式(第3面)備考中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別記第2号様式の2中

年 月 日生	印
--------	---

を

「

年 月 日生	印
--------	---

に改め、同様式備考中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第2号様式の3中「印」を削る。

別記第3号様式中「

調査員職氏名	調査員職氏名	印
--------	--------	---

」を「

調査員職氏名	調査員職氏名	印
--------	--------	---

」に、「

台帳記入済	印
-------	---

」を「

台帳記入済	システム登録済	印
-------	---------	---

」に改める。

(熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和34年熊本県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号

を注とする。  
別記第4号様式の注以外の部分中「印」を削る。

別記第6号様式中「印」を削る。

(熊本県土地区画整理法施行細則の一部改正)

第21条 熊本県土地区画整理法施行細則(昭和34年熊本県規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第2号様式の注意事項以外の部分中「印」を削る。

(熊本県分収造林指導規則の一部改正)

第22条 熊本県分収造林指導規則(昭和35年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。

(熊本県養鶏振興法施行細則の一部改正)

第23条 熊本県養鶏振興法施行細則(昭和36年熊本県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

(法第7条第2項の規定による確認を申請する場合)

ふ化場確認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名

下記のふ化場について、養鶏振興法第7条第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名)

2 ふ化場の名称及びその所在地

3 ふ化場の施設

(1) ふ卵舎の規模及び構造

(2) ふ卵器

型 式 名	種 卵 収 容 能 力	台 数	備 考

(3) 消毒用施設

4 ふ化に常時従事する者

氏 名	生 年 月 日	経 験 の 期 間	備 考

5 ふ化場の施設の配置状況

(注) 1 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。

2 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載してください。

別記第4号様式(第5条関係)

(法第8条第1項の規定による確認を申請する場合)

ふ化場確認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名  
登録都道府県名、登録番号  
及び登録年月日

下記のふ化場について、養鶏振興法第8条第1項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名)

2 ふ化場の名称及びその所在地

3 ふ化場の施設

(1) ふ卵舎の規模及び構造

(2) ふ卵器

型 式 名	種 卵 収 容 能 力	台 数	備 考

(3) 消毒用施設

4 ふ化に常時従事する者

氏 名	生 年 月 日	経 験 の 期 間	備 考

5 ふ化場の施設の配置状況

(注) 1 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。

2 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載してください。

(熊本県森林整備資金貸付条例施行規則の一部改正)  
第24条 熊本県森林整備資金貸付条例施行規則(昭和37年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(熊本県漁港管理条例施行規則の一部改正)  
第25条 熊本県漁港管理条例施行規則(昭和37年熊本県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第2号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第3号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第4号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第4号様式の2の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第4号様式の3の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第5号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第6号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第7号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第8号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第9号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第10号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

(熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)  
第26条 熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和37年熊本県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「印」を削る。

別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「印」を削る。

(熊本県保健所条例施行規則の一部改正)  
第27条 熊本県保健所条例施行規則(昭和38年熊本県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(熊本県職場適応訓練委託規則の一部改正)  
第28条 熊本県職場適応訓練委託規則(昭和38年熊本県規則第66号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第5号様式中「氏名  
確認印」を「所轄安定所確認欄」に改める。

別記第6号様式中「印」を削る。

別記第7号様式中「印」を削る。

(熊本県収入証紙規則の一部改正)  
第29条 熊本県収入証紙規則(昭和39年熊本県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中 「  
」を「  
印」に改める。

別記第12号様式及び別記第15号様式中「印」を削る。

(理容師法施行細則の一部改正)  
第30条 理容師法施行細則(昭和39年熊本県規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(表)中「印」を削り、同様式(裏)備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(美容師法施行細則の一部改正)  
第31条 美容師法施行細則(昭和39年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(表)中「印」を削り、同様式(裏)備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(熊本県道路占用規則の一部改正)  
第32条 熊本県道路占用規則(昭和40年熊本県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の記載要領以外の部分中「印」を削り、同様式記載要領中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別記第2号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第3号を削り、第4号を

第3号とし、第5号を第4号とする。  
別記第4号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第2号を削り、第3号を第2号とする。  
別記第4号様式の2の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
別記第5号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。  
別記第7号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第2号を削り、第3号を第2号とする。  
(熊本県港湾管理条例施行規則の一部改正)  
第33条熊本県港湾管理条例施行規則(昭和41年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。  
別記第2号様式その1の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式その1の(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同様式その2の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式その2の(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その3の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式その3中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。  
別記第5号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
別記第7号様式その2の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式その2中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。  
別記第8号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。  
別記第10号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。  
別記第11号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
別記第12号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。  
別記第13号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
別記第14号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
別記第15号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。  
別記第15号の2様式を次のように改める。

別記第15号の2様式(第4条関係)

その1

マリーナ施設使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

電話( ) —

三角港のマリーナ施設(係船専用浮棧橋(長期使用)・陸上保管施設)を使用したいので許可されるよう熊本県港湾管理条例第5条第1項の規定により申請します。

船 名		船舶の種類	モーターボート クルーザーヨット その他( )
船舶番号、漁船登録 番号又は船舶検査済 票の番号			
総 ト ン 数	トン	船舶の全長	メートル
船舶の所有者		船舶の幅員	メートル
所有者の住所		船舶の重量	トン
所有者の電話番号		船舶の喫水	メートル
取得操縦士免許の 種類及び番号			
漁船登録の有無	有・無		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
摘 要			

- (注) 1 船舶検査証書の写しを添付してください。  
 2 所有者と申請者が異なる場合は所有者から使用を許可されたことを証する書類を添付してください。  
 3 共同所有の場合は、所有者全員の使用許可申請に係る同意書を提出してください。  
 4 不要の文字は、抹消してください。

その2

マリーナ施設使用許可申請書(上下架施設)

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

電話( ) —

三角港のマリーナ施設(上下架施設)を使用したいので許可されるよう熊本県港湾管理条例第5条第1項の規定により申請します。

船 名		船舶の種類	モーターボート ※ クルーザーヨット その他( )
船舶番号、漁船登録 番号又は船舶検査済 票の番号			
総 ト ン 数	トン※	船舶の全長	メートル※
船舶の所有者	※	船舶の幅員	メートル※
所有者の住所	※	船舶の重量	トン※
希 望 時 間	年 月 日	午前・午後	時
摘 要			

(注) 1 係船専用浮棧橋又は陸上保管施設の使用許可を受けている船舶にあつては、※印欄の記入は不要です。

2 不要の文字は、抹消してください。

その3

マリーナ施設使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
氏名  
電話( ) —

三角港のマリーナ施設(係船専用浮棧橋(短期使用))を使用したいので許可されるよう熊本県港湾管理条例第5条第1項の規定により申請します。

船 名		船舶の種類	モーターボート ※ クルーザーヨット その他( )
船舶番号、漁船登録 番号又は船舶検査済 票の番号			
船舶の所有者		船舶の全長	メートル
所有者の住所		船舶の幅員	メートル
総 ト ン 数	トン	船舶の重量	トン
取得操縦士免許の 種類及び番号			
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで
摘 要			

- (注) 1 船舶検査証書の写しを添付してください。  
2 所有者と申請者が異なる場合は所有者から使用を許可されたことを証する書類を添付してください。  
3 不要の文字は、抹消してください。

別記第15号の2の2様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第15号の3様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第15号の4様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。

別記第15号の5様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第16号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。

別記第19号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第20号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第21号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第22号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(熊本県養蜂振興法施行細則の一部改正)

第34条 熊本県養蜂振興法施行細則(昭和41年熊本県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」及び「平成」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

(熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第35条 熊本県宅地造成等規制法施行細則(昭和42年熊本県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中 「

年 月 日
第 号
係員印

」を「

年 月 日
第 号

」に、

「

年 月 日
建 第 号
係員印

」を「

年 月 日
建 第 号

」に改める。

別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第10号様式中

「

番 号	担 当 印
第 号	
第 号	

」

を「

番 号
第 号
第 号

」に改める。

(熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第36条 熊本県宅地建物取引業法施行細則(昭和42年熊本県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。

別記第10号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。

(熊本県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第37条 熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和42年熊本県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係)

菓 子 製 造 業 従 事 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

菓子製造業従事期間等の証明

受験資格を認定するのに必要な職歴	従 事 期 間		従事した施設	1 所在地 2 業 種 3 名 称	証明者(営業主、組合等)の氏名
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	1 _____ 2 _____ 3 _____		
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	1 _____ 2 _____ 3 _____		
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	1 _____ 2 _____ 3 _____		
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	1 _____ 2 _____ 3 _____		
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	1 _____ 2 _____ 3 _____		
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	1 _____ 2 _____ 3 _____		
	合 計		年 月 間		

別記第4号様式中	「合格した試験の実施機関		照合者印		」を	「合格した試験の実施機関	
----------	--------------	--	------	--	----	--------------	--

に改める。

- 別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。
- 別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
(熊本県賞じゅつ金等授与条例施行規則の一部改正)
- 第38条 熊本県賞じゅつ金等授与条例施行規則(昭和42年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式中「印」を削り、「続き柄」を「続柄」に改める。  
(熊本県児童福祉法施行細則の一部改正)
- 第39条 熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。
- 別記第3号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。
- 別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。
- 別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「印」を削る。
- 別記第12号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
- 別記第12号様式の2の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
- 別記第15号様式の5を次のように改める。

別記第15号様式の5 (第8条の3関係)

(1)		(2)				(3)	
入所受給者証		入所給付決定の内容				指定障害児入所施設等の記入欄	
受給者証番号		入所支援の種類及び内容				指定障害児入所施設等の名称	入所日 退所日
入所給付決定保護者	居住地	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで				入所日 年 月 日
	フリガナ	特定入所障害児食費等給付費の支給内容					退所日 年 月 日
	氏名	支給額					入所日 年 月 日
	生年月日	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで				退所日 年 月 日
児童	フリガナ	利用者負担に関する事項					入所日 年 月 日
	氏名	利用者負担割合(原則)	1割	負担上限月額			退所日 年 月 日
	生年月日	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで			(予備欄)	
交付年月日		特記事項					
支給都道府県の名称及び印							

(4)	(5)	(6)
注意事項欄	注意事項欄	注意事項欄
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 指定入所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障害児入所施設等に提示してください。</p> <p>3 指定医療型障害児入所施設等に入所するときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証を添えて、指定医療型障害児入所施設等に提示してください。</p> <p>4 指定入所支援を受けたときに支払う金額は、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が指定障害児入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く。）の総額を超えるときは、1割相当の額）です。ただし、(2)面の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。 また、食事及び居住に要した費用については、(2)面の支給額欄に記載する額を1日当たりの上限として支給します。</p>	<p>5 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年、入所給付決定保護者等の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を児童相談所に提出してください。</p> <p>6 給付決定期間を経過したときは、障害児入所給付費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、児童相談所に、この証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。</p> <p>7 (1)面及び(2)面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、児童相談所にその旨を届け出てください。</p> <p>8 給付決定期間内に、居住地を他の都道府県又は熊本市に移すと、この証は、使えなくなります。居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した児童相談所に御連絡又は御相談をしてください。 また、給付決定期間内に、他の都道府県又は熊本市に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した児童相談所に届け出てください。</p>	<p>9 この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに児童相談所に返してください。</p> <p>10 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を児童相談所に返してください。</p> <p>11 この証を不正に使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p> <p>12 入所給付決定の内容欄に記載されていない指定入所支援については、障害児入所給付費の支給を受けられません。</p>

別記第26号様式の2の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
 別記第27号様式の記載上の注意以外の部分中「印」を削り、同様式記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。  
 別記第28号様式の記載上の注意以外の部分中「印」を削り、同様式記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。  
 別記第29号様式の記載上の注意以外の部分中「印」を削り、同様式記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。  
 別記第29号様式の2の記載上の注意以外の部分中「印」を削り、同様式記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第29号様式の3中「印」を削る。  
 別記第41号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、(第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
 (熊本県肉用牛産肉能力直接検定規則の一部改正)

第40条 熊本県肉用牛産肉能力直接検定規則(昭和43年熊本県規則第58号の2)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。  
 別記第2号様式中「熊本県農業研究センター所長 印」を「熊本県農業研究センター所長」に改める。  
 (熊本県宿舍管理規則の一部改正)

第41条 熊本県宿舍管理規則(昭和44年熊本県規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。  
 別記第2号様式中「㊦」を削る。  
 別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊦」を削る。  
 別記第5号様式中「㊦」を削る。

(熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例施行規則の一部改正)  
 第42条 熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例施行規則(昭和44年熊本県規則第78号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。  
 別記第2号様式中「市長村長 氏 名印」を「市町村長 氏 名」に改める。

(熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)  
 第43条 熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和45年熊本県規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。  
 別記第3号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。

(熊本県都市計画法施行細則の一部改正)  
 第44条 熊本県都市計画法施行細則(昭和46年熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中

開発行為許可申請者 住所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名)	印
---	---

を

開発行為許可申請者 住所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名)	
---	--

に改める。

別記第8号様式の2の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第13号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
 別記第14号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第15号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。

別記第17号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第18号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。

別記第20号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第23号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
 (熊本県少年保護育成条例施行規則の一部改正)  
 第45条 熊本県少年保護育成条例施行規則(昭和46年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。  
 別記第2号様式の3中「印」を削る。  
 別記第2号様式の5の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第2号様式の7、別記第2号様式の8、別記第4号様式、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式の2中「印」を削る。  
 (熊本県及各種苗木法施行細則の一部改正)  
 第46条 熊本県苗木法施行細則(昭和46年熊本県規則第49号)の一部を次のように改正する。  
 別記第8号様式中「㊟」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。  
 (熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則の一部改正)  
 第47条 熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則(昭和46年熊本県規則第71号)の一部を次のように改正する。  
 別記様式中「㊟」を削り、同様式注を削る。  
 (熊本県自然公園条例施行規則の一部改正)  
 第48条 熊本県立自然公園条例施行規則(昭和47年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式から別記第1号の5様式まで及び別記第3号様式から別記第4号の2様式までの規定中「印」を削る。  
 別記第5号様式その1中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その1の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その2中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その2の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その3中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その3の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その4中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その4の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その5中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その5の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その6中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その6の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その7中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その7の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その8中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その8の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その9中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その9の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その10中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その10の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その11中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その11の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その12中「氏名(名称及び代表者名) 印」を「氏名(名称及び代表者名)」に改め、同様式その12の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同様式その13の2記載上の注意中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。  
 別記第10号様式その1から別記第10号様式その6まで及び別記第16号様式中「印」を削る。  
 (熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第49条 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第4号を削る。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。

別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第5号を削る。

別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第5号を削る。

別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。

別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。

別記第9号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第3号を削る。

別記第10号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第6号を削る。

別記第11号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第4号を削る。

別記第12号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。

別記第13号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。

別記第14号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。

（熊本県行政書士法施行細則の一部改正）

第50条 熊本県行政書士法施行細則（昭和47年熊本県規則第73号）の一部を次のように改正する。

別記第1号の2様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式（注）を削る。

（熊本県温泉法施行細則の一部改正）

第51条 熊本県温泉法施行細則（昭和48年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

別記第3号様式中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同様）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」を削る。

別記第3号様式の2から別記第6号様式の3までの規定中「印」を削る。  
別記第6号様式の4中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同様）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」を削る。

別記第6号様式の5の（備考）以外の部分中「印」を削り、同様式中（備考）第1号を削り、（備考）第2号を（備考）とする。

別記第7号様式の（備考）以外の部分中「印」を削り、同様式中（備考）第1号を削り、（備考）第2号を（備考）とする。

別記第8号様式中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同様）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」を削る。

別記第8号様式の2中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同様）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」を削る。

別記第8号様式の3中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同様）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」を削る。

別記第9号様式中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同様）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」を削る。

別記第9号様式の2中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同様）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」を削る。

別記第9号様式の3中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下」を削る。  
換えていただければ、九州各県で使用できます」

下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き

別記第10号様式中「印」を削る。

別記第10号様式の2中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下」を削る。  
換えていただければ、九州各県で使用できます」

以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換え

別記第10号様式の3及び別記第14号様式から別記第16号様式までの規定中「印」を削る。

別記第18号様式中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下」を削る。  
換えていただければ、九州各県で使用できます」

同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き

別記第19号様式中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下」を削る。  
換えていただければ、九州各県で使用できます」

同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き

別記第20号様式中「印」及び「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下」を削る。  
換えていただければ、九州各県で使用できます」

下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き

(熊本県漁港漁場整備法施行細則の一部改正)  
 第52条 熊本県漁港漁場整備法施行細則(昭和48年熊本県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第4条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏 名  
〔名称及び〕  
〔代表者氏名〕

下記のとおり変更したので、熊本県漁港漁場整備法施行細則第4条の規定により届け出ます。

記

許 可 番 号 年 月 日	
利用漁港施設名 及 び 場 所	
変 更 前	
変 更 後	

(熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部改正)

第53条 熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則(昭和49年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第10号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県老人福祉法施行細則の一部改正)

第54条 熊本県老人福祉法施行細則(昭和49年熊本県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記第8号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。

別記第11号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。

別記第13号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。

別記第16号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。

別記第18号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。

(熊本県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第55条 熊本県公衆浴場法施行細則(昭和50年熊本県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(表)中 

印
年 月 日生

 を

「 

年 月 日生
--------

 に、「 

調 査 員
-------

 」

」を「 

調 査 員
-------

 」に改め、同様式(裏)中

「 

調 査 確 認 者 職 氏 名	印
-----------------	---

 」を「 

調 査 確 認 者 職 氏 名
-----------------

 」に改め、同様式(裏)備考中第1号を削り、第2

号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第2号様式の2の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第2号様式の3中「印」を削る。

別記第3号様式中「 

調 査 員	印
-------	---

 」を「 

調 査 員
-------

 」に、「 

台 帳 記 入 済	印
-----------	---

 」を「 

台 帳 記 入 済
-----------

 」

に、「 

シ ス テ ム 登 録 済	印
---------------	---

 」を「 

シ ス テ ム 登 録 済
---------------

 」に改める。

(熊本県身体障害者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第56条 熊本県身体障害者福祉センター条例施行規則(昭和50年熊本県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「印」を削る。

別記第5号様式その1から別記第6号様式その2までを次のように改める。

別記第5号様式 その1(第9条関係)

点字図書等貸出し簿(点字図書)

貸出し 月 日	図 書 名	袋 番号	住 所・氏 名	返却月 日
/				/
/				/
/				/
/				/
/				/

別記第5号様式 その2(第9条関係)

点字図書等貸出し簿(視覚障害者用録音物)

貸出し 月 日	視覚障害者用録音物名	型	ケース 番号	住 所・氏 名	返却月 日
/					/
/					/
/					/
/					/
/					/

別記第6号様式 その1(第9条関係)

聴覚障害者用録画物等貸出し簿(録画物等)

貸出し 月 日	録 画 物 等 名	ケース 番号	住 所・氏 名	返 却 月 日
/				/
/				/
/				/
/				/
/				/

別記第6号様式 その2(第9条関係)

聴覚障害者用録画物等貸出し簿(情報機器)

貸出し 月 日	情 報 機 器 名	整 理 番 号	住 所・氏 名	返 却 月 日
/				/
/				/
/				/
/				/
/				/

(熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則の一部改正)

第57条 熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則(昭和51年熊本県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第4号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第5号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第6号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第12号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

(熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域管理規則の一部改正)

第58条 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域管理規則(昭和52年熊本県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第9号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(熊本県一般海域管理条例施行規則の一部改正)

第59条 熊本県一般海域管理条例施行規則(昭和52年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

一般海域内行為許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 熊本県知事 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住 所(所在地) 氏 名(名称及び代表者名) 電話番号</div> 熊本県一般海域管理条例第3条第1項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</div>	
1	海 域 の 名 称
2	行 為 の 目 的
3	行 為 の 場 所
4	面積・長さその他の 数 量
5	構 造 又 は 方 法
6	行 為 の 期 間

記載上の注意

- 1 土石等の採取にあつては、次のとおり記載してください。
  - (1) 「面積、長さその他の数量」の欄には砂、砂利、栗石その他土石の種類ごとにその数量を記載してください。
  - (2) 「構造又は方法」の欄には機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘削又は切土の深さを記載すること。また採取した土石の搬出の方法及び経路も付記してください。
- 2 添付書類
  - (1) 申請に係る事業の計画の概要を記載した書面
  - (2) 位置図(縮尺5万分の1以上)
  - (3) 実測平面図(縮尺500分の1以上)
  - (4) 海域の使用に伴うものにあつては占用する海域の求積図
  - (5) 縦断面図及び横断面図(縮尺200分の1以上)
  - (6) 土石の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載したもの
  - (7) 申請に係る行為に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
  - (8) 利害関係者がある場合にあつてはその同意書
  - (9) 砂利の採取をする場合にあつては、砂利の用途別の数量を記載した書面
  - (10) 覆砂目的の砂利の採取をする場合にあつては、覆砂に使用することを証する書面

注 (10)の書面を添付できない事情がある場合は、その旨を記載した書面を申請書に添付し、後日(10)の書面を取得後直ちに提出してください。

- 別記第2号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。  
 別記第3号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。  
 別記第4号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。  
 別記第5号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。  
 (熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)  
 第60条 熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年熊本県規則第51号)の一部を次のように改正する。  
 別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第8号様式の2中「平成」を削り、同様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第8号様式の3中「印」を削る。  
 別記第8号様式の4中「平成」を削り、同様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第11号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 (熊本県消費生活条例施行規則の一部改正)  
 第61条 熊本県消費生活条例施行規則(昭和52年熊本県規則第63号)の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「印」を削る。  
 (熊本県災害救助法施行細則の一部改正)  
 第62条 熊本県災害救助法施行細則(昭和52年熊本県規則第67号)の一部を次のように改正する。  
 第5条中「署名及び押印して」を「署名して」に改める。  
 別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第4条関係)

(その1 物資保管命令用)

保 管	第 号
-----	-----

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

災害救助法第9条第1項の規定により、下記のとおり物資の保管を命じます。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

.....切.....取.....線.....

受 領 書

保 管	第 号
-----	-----

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

熊本県知事 氏 名 様

(その2 物資収用用)

収 用	第 号
-----	-----

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

災害救助法第9条第1項の規定により、下記のとおり物資を収用します。

年 月 日

熊本県知事 氏

名 印

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	引 渡 時 期

.....切.....取.....線.....

受 領 書

収 用	第 号
-----	-----

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

熊本県知事 氏 名 様

(その3 施設管理用)

管 理	第 号
-----	-----

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

災害救助法第9条第1項の規定により、下記のとおり施設を管理します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

記

施設の名称	種 類	所在の場所	管理の範囲	期 間

.....切.....取.....線.....

受 領 書

管 理	第 号
-----	-----

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

熊本県知事 氏 名 様

(その4 土地、家屋又は物資使用用)

使用	(土地、家屋又は物資)	第 号
----	-------------	-----

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

災害救助法第9条第1項の規定により、下記のとおり土地、家屋又は物資を使用します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

記

区 分	種 類	数 量	所在の場所	範 囲	期 間	引渡時期
土 地						
家 屋						
物 資						

.....切.....取.....線.....

受 領 書

使用	(土地、家屋又は物資)	第 号
----	-------------	-----

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

熊本県知事 氏 名 様

別記第2号様式(第4条関係)

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号年月日	( )第 号 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

災害救助法第9条第1項の規定による を下記のとおり変更したの  
で、災害救助法施行規則第1条第4項の規定により交付します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

記

物資の種類	数 量	所在の場所	期 間

.....切.....取.....線.....

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号年月日	( )第 号 年 月 日

受 領 書

公用変更令書  
上記の令書を受領しました。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

熊本県知事 氏 名 様

別記第3号様式(第4条関係)

公用取消令書 発付番号	第	号
公用令書 発付番号年月日	( )第	号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

災害救助法第9条第1項の規定による  
を必要としなくなったので、災  
害救助法施行規則第1条第5項の規定によりこれを交付します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

.....切.....取.....線.....

公用令書発付 番号年月日	第	号
公用取消令書 発付番号年月日	( )第	号 年 月 日

受 領 書

公用取消令書  
上記の令書を受領しました。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

熊本県知事 氏 名 様

別記第5号様式及び別記第6号様式中「印」を削る。  
別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第8条関係)

公用令書発付番号	第	号
----------	---	---

公 用 令 書

住 所

職 業

氏 名

年 月 日生

〔 法人その他の団体については、その名称、  
事業の種類及び主たる事務所の所在地 〕

上記の者、災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり従事を命じます。

従 事 す べ き 救 助 業 務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出 頭 す べ き 日 時 及 び 場 所	

(法人その他の団体にあつては、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載してください。)

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

-----切-----取-----線-----

公用令書発付番号	第	号
----------	---	---

受 領 書

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日 午 前 後 時 分

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

熊本県知事 氏 名 様

別記第8号様式(第8条関係)

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書

住 所

(所在地)

職 業

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

災害救助法第7条第1項の規定による従事命令は、その必要がなくなったので、災害救助法施行規則第4条第3項の規定によりこれを交付します。

年 月 日

熊本県知事 氏

名 印

切 取 線

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書 番号年月日	第 号 年 月 日

受 領 書

公用取消令書

上記の令書を受領しました。

年 月 日 午 前後 時 分

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

熊本県知事 氏

名 様

- 別記第10号様式及び別記第12号様式中「印」を削る。  
 (熊本県身体障害者リハビリテーションセンター規則の一部改正)  
 第63条 熊本県身体障害者リハビリテーションセンター規則(昭和53年熊本県規則第49号)の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。  
 (熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)  
 第64条 熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和54年熊本県規則第49号)の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式中「氏名」を「氏名」に、「確認印」を「確認欄」に改め、「印」を削り、同様式注中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 別記第3号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注を削る。
- 別記第8号様式中「氏名」を「氏名」に改める。
- 別記第9号様式中「氏名」を「氏名」に改める。
- 別記第10号様式中「氏名」を「氏名」に改める。
- 別記第11号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第2号を削り、注第1号を注とする。
- 別記第21号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第2号を削り、注第1号を注とする。
- 別記第23号様式の2の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第2号を削り、注第1号を注とする。
- 別記第24号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式中注第1号を削り、注第2号を注とする。
- 別記第27号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注を削る。
- 別記第28号様式中「印」を削る。
- 別記第29号様式の注以外の部分中「印」を削り、同様式注中第3号及び第4号を削る。
- (熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)  
 第65条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和56年熊本県規則第3号)の一部を次のように改正する。
- 別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 (熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部改正)  
 第66条 熊本県伝統工芸館条例施行規則(昭和57年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。
- 別記第4号様式中「印」を削る。  
 (熊本県興行場法施行条例施行規則の一部改正)  
 第67条 熊本県興行場法施行条例施行規則(昭和59年熊本県規則第43号)の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式(表)中「

調査員	印
-----	---

」を「

調査員
-----

」に改め、同様式(裏)中「印」を削る。
- 別記第2号様式中「

調査員	印
-----	---

」を「

調査員
-----

」に、「

台帳記入済	印
-------	---

」を「

台帳記入済
-------

」に、「

システム登録済	印
---------	---

」を「

システム登録済
---------

」に改める。
- 別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。
- 別記第4号様式中「印」を削る。  
 (熊本県化製場等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)  
 第68条 熊本県化製場等に関する法律施行条例施行規則(昭和59年熊本県規則第44号)の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)を削る。
- 別記第2号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)を削る。
- 別記第5号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)を削る。
- 別記第8号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。
- 別記第9号様式中「印」を削る。  
 (熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)  
 第69条 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年熊本県規則第62号)の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
- 別記第2号様式、別記第6号の2様式及び別記第6号の4様式中「印」を削る。  
 (熊本県野外劇場条例施行規則の一部改正)  
 第70条 熊本県野外劇場条例施行規則(昭和62年熊本県規則第10号)の一部を次のように改正する。
- 別記第4号様式中「印」を削る。  
 (熊本県地下水保全条例施行規則の一部改正)  
 第71条 熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削る。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削る。  
別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削る。  
別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削る。  
別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削る。  
別記第9号様式及び別記第10号様式中「印」を削る。  
別記第11号様式の備考以外の部分中「印」を削る。  
別記第12号様式の備考以外の部分中「印」を削る。  
別記第13号様式の備考以外の部分中「印」を削る。  
別記第14号様式の備考以外の部分中「印」を削る。  
別記第17号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。  
別記第18号様式から別記第24号様式までの様式中「印」を削る。

(熊本県農業公園条例施行規則の一部改正)  
第72条 熊本県農業公園条例施行規則(平成3年熊本県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「印」を削る。  
(熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第73条 熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年熊本県規則第53号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第7号様式を次のとおり改める。

別記第7号様式(第8条関係)

食鳥検査申請書

年 月 日

熊本県知事 様  
 熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者 住所  
 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第6項に規定する食鳥検査を受けたいので、次のとおり申請します。

食鳥処理場	名 称			
	所 在 地			
食鳥をとさつしようとする年月日		年 月 日		
食鳥検査を受けようとする食鳥	種 類	品 種	羽 数	産 地

- 別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
(熊本県都市公園規則の一部改正)
- 第74条 熊本県都市公園規則(平成4年熊本県規則第36号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式の注)以外の部分中「印」を削り、同様式中注)第1号を削り、注)第2号を注)とする。  
別記第2号様式の注)以外の部分中「印」を削り、同様式中注)第1号を削り、注)第2号を注)とする。  
別記第3号様式の注)以外の部分中「印」を削り、同様式中注)第1号を削り、注)第2号を注)とする。  
別記第5号様式の注)以外の部分中「印」を削り、同様式中注)第1号を削り、注)第2号を注)とする。  
別記第6号様式の注)以外の部分中「印」を削り、同様式中注)第1号を削り、注)第2号を注)とする。  
別記第7号様式、別記第8号様式及び別記第10号様式中「印」を削る。  
(熊本県環境センター条例施行規則の一部改正)
- 第75条 熊本県環境センター条例施行規則(平成5年熊本県規則第36号)の一部を次のように改正する。  
別記第4号様式中「印」を削る。  
(熊本県総合福祉センター条例施行規則の一部改正)
- 第76条 熊本県総合福祉センター条例施行規則(平成5年熊本県規則第37号)の一部を次のように改正する。  
別記第4号様式中「印」を削る。  
(熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)
- 第77条 熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。  
第16条中「記名押印」を「記名」に改める。  
別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
別記第4号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。  
別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第8号様式備考を削る。  
別記第9号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第10号様式及び別記第13号様式中「印」を削る。  
(熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)
- 第78条 熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)の一部を次のように改正する。  
別記第2号様式中「氏名」を削り、「氏名」に改め、同様式備考を削る。  
別記第3号様式中「印」を削る。  
別記第5号様式中「氏名」を削り、「氏名」に改め、同様式備考を削る。  
別記第11号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
別記第12号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
(熊本県産業展示場条例施行規則の一部改正)
- 第79条 熊本県産業展示場条例施行規則(平成9年熊本県規則第21号)の一部を次のように改正する。  
別記第3号様式及び別記第4号様式中「印」を削る。  
(熊本県天草飛行場条例施行規則の一部改正)
- 第80条 熊本県天草飛行場条例施行規則(平成12年熊本県規則第2号)の一部を次のように改正する。  
別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
別記第9号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2

号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
 別記第10号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第11号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
 別記第13号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
 別記第14号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
 (熊本県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部改正)  
 第81条 熊本県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則(平成14年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。  
 別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 (くまもと県民交流館条例施行規則の一部改正)  
 第82条 くまもと県民交流館条例施行規則(平成14年熊本県規則第5号)の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
 別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係)

<p>くまもと県民交流館変更使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>使用許可を受けた事項を変更したいので、くまもと県民交流館条例施行規則第3条の規定により次のとおり申請します。</p>		
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

別記第3号様式(第4条関係)

くまもと県民交流館使用取消届出書 年 月 日 熊本県知事 様 届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 使用の取消しをしたいので、くまもと県民交流館条例施行規則第4条の規定により次のとおり届け出ます。	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
使 用 施 設 名	
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
取 消 の 理 由	

別記第4号様式(第7条関係)

くまもと県民交流館使用料返還請求書 年 月 日				
熊本県知事 様		請求者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
使用料の返還を受けたいので、くまもと県民交流館条例施行規則第7条第1項第2号の規定により次のとおり請求します。				
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日	第	号	
使 用 し な か っ た 施 設 名				
使 用 し な か っ た 日 時	年 月 日 年 月 日	午前・午後 午前・午後	時 分 時 分	分 まで
納付した使用料	納付年月日	年 月 日	領収書番号	第 号
	納 付 額			
返 還 請 求 金 額				

別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 (熊本県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)  
 第83条 熊本県毒物及び劇物取締法施行細則(平成14年熊本県規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名」に、  
 は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 を記載すること。  
 にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 を記載すること。

「備考」  
 1 法人の場合  
 代表者の氏名  
 2 氏名(法人  
 「 法人の場合  
 を 代表者の氏名  
 」に改める。

別記第5号様式中「氏名 印」を「氏名」に、  
 は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 を記載すること。  
 にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 を記載すること。

「備考」  
 1 法人の場合  
 代表者の氏名  
 2 氏名(法人  
 「 法人の場合  
 を 代表者の氏名  
 」に改める。

別記第6号様式中「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名」に、  
 1 農地の面積は、毒物又は劇物の使用の対象となる作物の作付面積を記載してく  
 ださい。  
 2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。  
 「農地の面積は、毒物又は劇物の使用の対象となる作物の作付面積を記載してく  
 を ださい。  
 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。  
 に改める。

「備考」

別記第7号様式中「氏名 印」を「氏名」に、  
 は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 を記載すること。  
 にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 を記載すること。

「備考」  
 1 法人の場合  
 代表者の氏名  
 2 氏名(法人  
 「 法人の場合  
 を 代表者の氏名  
 」に改める。

別記第8号様式中「氏名 印」を「氏名」に、  
 は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 を記載すること。  
 にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 を記載すること。

「備考」  
 1 法人の場合  
 代表者の氏名  
 2 氏名(法人  
 「 法人の場合  
 を 代表者の氏名  
 」に改める。

別記第9号様式中「氏名 印」を「氏名」に、  
 する場合は、押印は不要です。  
 不要の文字は、用途に従い抹消してください。」を「この様式中不要の文字は、用途に  
 従い抹消してください。」に改める。

「備考」  
 1 氏名を自署  
 2 この様式中

別記第10号様式中「氏名 印」を「氏名」に、  
 合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 名を記載すること。  
 人)にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 名を記載すること。

「備考」  
 1 法人の場  
 代表者の氏  
 2 氏名(法  
 「 法人の場  
 を 代表者の氏  
 」に改める。

別記第11号様式中「氏名 印」を「氏名」に、  
 1 法人の場  
 代表者の氏  
 2 氏名(法  
 3 この様式

「備考」  
 1 法人の場  
 代表者の氏  
 2 氏名(法  
 3 この様式

合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び「 法人の場  
 名を記載すること。者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。を 代表者の氏  
 人にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。この様式  
 中不要の文字は、使途に従い抹消してください。」  
 合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び  
 名を記載すること。に改める。  
 中不要の文字は、使途に従い抹消してください。」

(熊本県覚醒剤取締法施行細則の一部改正)

第84条 熊本県覚醒剤取締法施行細則(平成14年熊本県規則第13号)の一部を次の  
 ように改正する。

- 別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3  
 号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3  
 号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3  
 号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3  
 号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3  
 号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3  
 号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3  
 号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3  
 号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第9条関係)

覚醒剤施用機関(研究者)施用(使用)数量等報告書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏 名

覚醒剤取締法第30条の規定により、下記のとおり報告します。

記

品 名	期 初 所有数量	譲 受 数 量	施 用 (製 造) 数 量	施用交付 (使 用) 数 量	期 末 所有数量	備 考

- 備考 1 法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 研究者の場合は、研究所の所在地、研究所の名称及び研究者の氏名を記載してください。
- 3 期初所有数量欄には、前年12月1日現在の所有数量を、期末所有数量欄には、本年11月30日現在の所有数量を記載してください。
- 4 数量の単位は、末はg(小数点以下4位を四捨五入。倍散は原末に換算)、錠剤は錠、注射液は本としてください。
- 5 事故の届出をし、又は廃棄した場合には、備考欄に数量及び事由を記載してください。
- 6 品名欄には、剤型別に一般的名称を記載してください。
- 7 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(熊本県大麻取締法施行細則の一部改正)  
 第85条 熊本県大麻取締法施行細則(平成14年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3号を第2号とする。  
 別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名」に、  
 合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び氏名を記載してください。  
 人にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 中不要の文字は、使途に従い抹消してください。  
 法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載してください。  
 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3号を第2号とする。  
 別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3号を第2号とする。  
 別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。  
 別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。  
 (熊本県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正)  
 第86条 熊本県砂防指定地管理条例施行規則(平成15年熊本県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中  
 氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

備考 申請者欄の

を削る。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中

備考 申請者欄の

氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

を削る。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中

備考 申請者欄の

氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

を削る。

別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中

備考 申請者欄の

氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

を削る。

別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中

備考 申請者欄の

氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

を削る。

(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則の一部改正)  
 第87条 熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)の一部を次のように改正する。  
 別記様式中「印」を削る。  
 (熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第88条 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第58号）の一部を次のように改正する。  
第5条第10項中「署名押印」を「署名」に改める。  
別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第11条関係)

指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
 (法人にあっては主たる事  
 務所の所在地)  
 氏名  
 (法人にあっては名称及び  
 代表者の氏名)  
 電話番号

指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

捕獲等をし ようと する個体	種名(卵又は種子に あつてはその旨)				
	数	量			
捕 獲 等 を す る 目 的					
捕獲等をする区域及び当該区域の状況					
捕 獲 等 の 方 法					
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から	年 月 日まで		
捕獲等をした個体の取扱い方法					
備 考					
飼 養 栽 培 施 設	所在地				
	規 模		構 造		
	取扱者	住所		氏 名	
		経 歴			

備考 次に掲げる図面等を添付してください。

- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等をした個体を飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、飼養又は栽培のための施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第10号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第11号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第12号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第15号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第17号様式中「印」を削る。

別記第18号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

第89条 熊本県食の安全安心推進条例施行規則の一部改正  
 (熊本県食の安全安心推進条例施行規則(平成17年熊本県規則第31号)の一部を次のように改正する。  
 様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。  
 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第90条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年熊本県規則第65号)の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「印」を削る。  
 (熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部改正)

第91条 熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成19年熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「印」を削る。  
 (熊本県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第92条 熊本県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成19年熊本県規則第35号)の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第93条 熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年熊本県規則第40号)の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式の(記入上の注意)以外の部分中「印」を削る。  
 別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「印」を削る。  
 別記第5号様式及び別記第6号様式中「㊟」を削る。  
 別記第8号様式及び別記第9号様式中「印」を削る。  
 別記第15号様式中「受領印」を「記名欄」に改める。  
 別記第21号様式、別記第23号様式、別記第28号様式及び別記第31号様式中「印」を削る。

(熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第94条 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則(平成22年熊本県規則第25号)の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第6条—第8条関係)

事業活動温暖化対策(変更)計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第17条第 項の規定により、次のとおり提出します。

連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	(〒 — )
	担当者名		
	電話番号等	電話番号	— —
		F A X 番号	— —
メールアドレス		@	

※受付欄	※摘要

備考 ※欄は、記入しないでください。

事業活動温暖化対策計画に関する事項

新規  変更

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)					
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
事業概要					
該当する要件	<input type="checkbox"/> 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第5条第1号該当特定事業者(大規模エネルギー使用事業者)	前年度の原油換算エネルギー使用量	kl		
	<input type="checkbox"/> 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第5条第2号該当特定事業者(自動車運送事業者)	県内登録の自動車数	台		
	<input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者				
計画期間		年度～ 年度			
温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本方針					
温室効果ガスの排出の抑制を図るための推進体制		環境マネジメントシステム名称	適用範囲	取得年月日	
温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容					
温室効果ガスの排出の状況及び抑制の量に係る目標	温室効果ガス算定排出量	基準年度の実績(A) ( )年度	前年度の実績 ( )年度	目標年度(B) ( )年度	増減率 (B-A)/A
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	原単位温室効果ガス算定排出量	基準年度の実績(C)	前年度の実績	目標年度(D)	増減率 (D-C)/C
		原単位 当たり t-CO <sub>2</sub>	原単位 当たり t-CO <sub>2</sub>	原単位 当たり t-CO <sub>2</sub>	%
原単位の考え方					
特記事項					

- 備考 1 のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
- 2 「計画期間」は、提出する日の属する年度以降5か年度以内の期間を設定してください。
- 3 「基準年度」とは、原則、計画期間の前年度としますが、事業者が定める地球温暖化対策に係る計画において別に定める基準年度がある場合は当該年度を基準年度とすることができます。この場合、計画期間の前年度の実績を「前年度の実績」欄に記入してください。
- 「目標年度」とは、計画期間の最終年度をいいます。
- 4 温室効果ガス算定排出量の対象とする温室効果ガスは、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素とします。
- 5 原単位による目標を設定する場合は、「原単位温室効果ガス算定排出量」欄を記入してください。
- 「原単位の考え方」欄には、温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映されると考えられる指標(生産数量、延べ床面積等)や設定に係る考え方等を記入してください。
- 6 「特記事項」欄には、過去の温室効果ガス排出削減に係る実績や地球温暖化防止に寄与する技術又は商品の開発等の取組があれば、記入してください。

別表1 エネルギー使用量(前年度)

エネルギーの種類		使用量		換算係数		熱量GJ (使用量×換算係数)	
		数値	単位	数値	単位		
燃料及び熱	原油(コンデンセートを除く。)		kl		GJ/kl		
	コンデンセート(NGL)		kl		GJ/kl		
	揮発油(ガソリン)		kl		GJ/kl		
	ナフサ		kl		GJ/kl		
	灯油		kl		GJ/kl		
	軽油		kl		GJ/kl		
	A重油		kl		GJ/kl		
	B・C重油		kl		GJ/kl		
	石油アスファルト		t		GJ/t		
	石油コークス		t		GJ/t		
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t		GJ/t	
		石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>	
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		GJ/t	
		その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>	
	石炭	原料炭		t		GJ/t	
		一般炭		t		GJ/t	
		無煙炭		t		GJ/t	
		石炭コークス		t		GJ/t	
		コールタール		t		GJ/t	
		コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>	
		高炉ガス		千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>	
		転炉ガス		千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>	
	その他の燃料等	都市ガス		千m <sup>3</sup>			
		( )					
		産業用蒸気		GJ		GJ/GJ	
		産業用以外の蒸気		GJ		GJ/GJ	
		温水		GJ		GJ/GJ	
		冷水		GJ		GJ/GJ	
電気	一般電気事業者	昼間買電		千kWh		GJ/千kWh	
		夜間買電		千kWh		GJ/千kWh	
	その他	上記以外の買電		千kWh		GJ/千kWh	
		自家発電		千kWh		GJ/千kWh	
			合計GJ				
			原油換算係数 kl/GJ				
			原油換算エネルギー使用量				

- 備考 1 計画期間の前年度のエネルギー使用量について、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条の方法により換算してください。
- 2 本表は、熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第5条第1号に該当する特定事業者(大規模エネルギー使用事業者)のみ記入してください。
- 3 都市ガスの換算係数は、ガス供給事業者ごとの実際の数値を用いてください。

別表2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

No	事業所の名称	事業所の所在地 (自動車運送事業者にあつては、使用する自動車の使用の本拠の位置)	年度
			発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
事業者合計			

- 備考 1 基準年度(基準年度を計画期間の前年度以外の年度とした者にあつては当該基準年度及び前年度)における事業所ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定する方法により算定してください。
- 2 「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量」欄には、次の(1)～(3)に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載してください。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 3 原油換算エネルギー使用量が1500k1未満である事業所については、まとめて記入してもかまいません。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
 別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第11条関係)

事業活動温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第18条の規定により、次のとおり報告します。

連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	(〒 — )
	担当者名		
	電話番号等	電話番号	— —
		F A X 番号	— —
メールアドレス		@	

※受付欄	※摘要

備考 ※欄は、記入しないでください。

事業活動温暖化対策計画の実施状況に関する事項										年度	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)											
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)											
事業概要											
該当する事業者要件										<input type="checkbox"/> 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第5条第1号該当特定事業者(大規模エネルギー使用事業者)	
										<input type="checkbox"/> 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第5条第2号該当特定事業者(自動車運送事業者)	
										<input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者	
計画期間										年度～年度	
事業活動温暖化対策計画に定めた措置の実施状況											
温室効果ガスの排出の状況等	温室効果ガス算定排出量等	年度区分	基準年度 ( )年度	前年度 ( )年度	計画期間					目標年度 ( )年度	
		①排出量 t-CO <sub>2</sub>			( )年度						
		増減率 (基準年度比)	森林の整備及び保全 (t-CO <sub>2</sub> ) 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給 (t-CO <sub>2</sub> ) グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入(t-CO <sub>2</sub> ) その他知事が認めるもの(t-CO <sub>2</sub> )			%	%	%	%	%	%
		補手的に削減する量									
		②合計(t-CO <sub>2</sub> )									
		①-② 差引後排出量 (t-CO <sub>2</sub> )									
		差引後増減率(基準年度比)	%	%	%	%	%	%	%	%	
		原単位算定排出量等	排出量 t-CO <sub>2</sub>								
		増減率(基準年度比)	%	%	%	%	%	%	%	%	
		差引後排出量(t-CO <sub>2</sub> )									
	差引後増減率(基準年度比)	%	%	%	%	%	%	%	%		
	原単位の考え方										
	計画の進捗又は達成の状況等										
	特記事項										

備考 1 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。  
 2 「計画期間」並びに「基準年度」「前年度」「目標年度」及びそれらの排出量は、提出済の事業活動温暖化対策計画書に一致させてください。  
 3 「計画の進捗又は達成の状況等」欄には、計画期間における排出量削減の進捗の状況及び計画終了時における事業活動温暖化対策計画書に掲げた温室効果ガスの排出の抑制の量に係る目標の達成又は未達成の理由等があれば、記入してください。  
 4 「特記事項」欄には、過去の温室効果ガス排出削減に係る実績や地球温暖化防止に寄与する技術又は商品の開発等の取組があれば、記入してください。

別表1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

			年度
No	事業所の名称	事業所の所在地 (自動車運送事業者にあつては、使用する自動車の使用の本拠の位置)	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
事業者合計			

- 備考 1 今回報告の対象となる年度における事業所ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定する方法により算定してください。
- 2 「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量」の欄には、次の(1)～(3)に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載してください。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 3 原油換算エネルギー使用量が1500k1未満である事業所については、まとめて記入してもかまいません。

別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第20条—第22条関係)

エコ通勤環境配慮(変更)計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第 項の規定により、次のとおり提出します。

連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	(〒 — )
	担当者名		
	電話番号等	電話番号	— —
		F A X 番号	— —
		メールアドレス	@

※受付欄	※摘要

備考 ※欄は、記入しないでください。

エコ通勤環境配慮計画に関する事項

新規  変更

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
事業概要	
配慮計画期間	年度～ 年度

事業所名				
所在地				
事業所周辺の公共交通機関の状況				
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	人	割合	
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	人	$\frac{B}{A} \times 100$	%
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	人	$\frac{C}{B} \times 100$	%
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容	事業所のエコ通勤の取組方針	具体的な取組の内容		
	<input type="checkbox"/> ノーマイカー通勤			
	<input type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)			
特記事項				

- 備考 1 のある欄には、該当する内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標(数値目標等)等があれば、記入してください。

別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。  
別記第7号様式から別記第11号様式までを次のように改める。

別記第7号様式(第25条関係)

エコ通勤環境配慮実施状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第30条の規定により、次のとおり報告します。

連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	(〒 — )
	担当者名		
	電話番号等	電話番号	— —
		F A X 番号	— —
メールアドレス		@	

※受付欄	※摘要

備考 ※欄は、記入しないでください。

エコ通勤環境配慮計画の実施状況に関する事項		年度
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
事業概要		
配慮計画期間	年度～	年度

事業所名				
所在地				
事業所周辺の公共交通機関の状況				
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	人	割合	
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	人	$\frac{B}{A} \times 100$	%
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	人	$\frac{C}{B} \times 100$	%
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容	事業所のエコ通勤の取組	具 体 的 な 取 組 の 内 容		
	<input type="checkbox"/> ノーマイカー通勤			
	<input type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)			
特記事項				

- 備考 1 のある欄には、該当する内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出済のエコ通勤環境配慮計画書と一致させてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、3月31日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 「温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容」欄には、提出済のエコ通勤環境配慮計画書で選択した項目について、実施した措置の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために設定した目標(数値目標等)の進捗又は達成の状況等があれば、記入してください。



計画内容に係る連絡先	事 務 所 名		
	所 在 地		(〒 — )
	担 当 者 名		
	電話番号等	電 話 番 号	—
F A X 番 号		—	—
メールアドレス		@	
公表に関する希望		提出者(建築主)が個人の場合は、その氏名は、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第2条第1号に規定する個人情報に該当するため、公表の希望について記入してください。 <input type="checkbox"/> 公表を希望する。 <input type="checkbox"/> 公表を希望しない。	
備考			

備考「公表に関する希望」欄は、提出者(建築主)が個人である場合に、その氏名の公表の希望に関し、該当する口内に「レ印」を記入してください。

別記第9号様式(第31条関係)

建築物環境配慮変更計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所  
(建築主) (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第32条第3項の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称			
建築物の所在地			
変更しようとする措置の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更後の環境配慮評価結果	別紙による		
変更工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
計画書又は直近の変更計画書の提出日	年 月 日		

※受付欄	※摘要

- 備考 1 「計画書又は直近の変更計画書の提出日」欄は、建築物環境配慮変更計画書の提出があった場合に、直近の建築物環境配慮変更計画書の提出日を記入してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

計画内容に係る連絡先	事 務 所 名		
	所 在 地		(〒 — )
	担 当 者 名		
	電話番号等	電 話 番 号	— —
		F A X 番 号	— —
メールアドレス		@	
備 考			

別記第10号様式(第33条関係)

建築物工事完了届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所  
(建築主) (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第33条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
建築物の所在地			
工 事 完 了 日		年 月 日	
計画書又は直近の変更計画書の提出日		年 月 日	
届出内容に係る連絡先	事 務 所 名		
	所 在 地		(〒 — )
	担 当 者 名		
	電話番号等	電 話 番 号	— —
		F A X 番 号	— —
メールアドレス		@	
備考			

※受 付 欄	※摘 要

- 備考 1 「計画書又は直近の変更計画書の提出日」欄は、建築物環境配慮変更計画書の提出があった場合に、直近の建築物環境配慮変更計画書の提出日を記入してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

別記第11号様式(第34条関係)

建築物環境性能届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所  
(所有者又は管理者) (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称					
建築物の所在地					
建築物の概要	用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 一戸建専用住宅(注：事務所等併用住宅は除く。)			
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	
	延床面積	m <sup>2</sup>			
	構造	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他(                    )			
	高さ	m	階数	地上 階、地下 階	
温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮のため実施している措置の内容及び環境配慮評価結果		別紙による			

※受付欄	※摘要

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。  
 2 ※欄は、記入しないでください。  
 3 「環境配慮評価結果」とは、知事が別に定める建築物に係る環境性能を評価するシステムによる環境への配慮のための措置ごとの評価結果及びこれらの措置の総合的な評価結果をいいます。

届出内容に係る連絡先	事 務 所 名		
	所 在 地	(〒 ー )	
	担 当 者 名		
	電話番号等	電 話 番 号	ー ー
		F A X 番 号	ー ー
メールアドレス		@	
公表に関する希望	提出者(所有者又は管理者)が個人の場合は、その氏名は、熊本県個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に該当するため、公表の希望について記入してください。 <input type="checkbox"/> 公表を希望する。 <input type="checkbox"/> 公表を希望しない。		
備 考			

備考「公表に関する希望」欄は、提出者(所有者又は管理者)が個人である場合に、その氏名の公表の希望に関し、該当する口内に「レ印」を記入してください。

- (障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行規則の一部改正)  
第95条 熊本県規則第35号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。別記第2号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。
- (熊本県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)  
第96条 熊本県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成24年熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式(第1面)備考以外の部分中「印」を削り、同様式(第1面)備考中第1号を削り、第2号様式(第1号)備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。  
別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第7号様式中「印」を削る。  
別記第9号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第10号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。
- (熊本県水産物協同組合法施行細則の一部改正)  
第97条 熊本県水産物協同組合法施行細則(平成27年熊本県規則第21号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第11号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第12号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第13号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第14号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第17号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第2号を削り、第3号を第2号とする。  
別記第19号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第20号の2様式中「印」を削る。  
別記第21号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第28号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第29号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。
- (熊本県博物館ネットワークセンター条例施行規則の一部改正)  
第98条 熊本県博物館ネットワークセンター条例施行規則(平成27年熊本県規則第26号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第3号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。
- (熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例施行規則の一部改正)  
第99条 熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例施行規則(令和元年熊本県規則第22号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。  
別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とす。
- (熊本県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則の一部改正)  
第100条 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則(令和2年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。  
 別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「印」を削る。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

訓 令
-----

熊本県訓令第18号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員被服類貸与規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和3年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員被服類貸与規程等の一部を改正する訓令

（熊本県職員被服類貸与規程の一部改正）

第1条 熊本県職員被服類貸与規程（昭和38年熊本県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第4号様式中「㊟」及び「㊟」を削る。

別記第5号様式中「印」を「年月日」に改める。

（熊本県職員住宅管理規程の一部改正）

第2条 熊本県職員住宅管理規程（昭和41年熊本県訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

別記第6号様式中「明渡し予定届」を「明渡し届」に改め、「㊟」を削る。

（熊本県当直規程の一部改正）

第3条 熊本県当直規程（昭和43年熊本県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「当直者受領印」を「当直者の受領確認」に、「受領当直者印」を「受領当直者の確認」に、「受領課印」を「受領課の確認」に、「受領者印」を「受領者の確認」に改める。

（熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部改正）

第4条 熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和60年熊本県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第4号中「記載し、押印する」を「記載する」に改める。

別記第2号の2様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式、別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。

別記第9号様式その2の備考以外の部分中「郵便等確認印」を削り、同様式その2備考第4号を削る。

別記第11号様式、別記第12号様式及び別記第14号様式から別記第17号様式までの規定中「印」を削る。

（熊本県職務育成品種規程の一部改正）

第5条 熊本県職務育成品種規程（昭和61年熊本県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「職・氏名 印」を「職・氏名」に改め、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

（熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令の一部改正）

第6条 熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令（昭和61年熊本県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1中「印」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式

工 事 記 録 簿

口座名

物 件 (土地又は建物名称)	施工年月日	工 事 名 (総称又は略称)	内 訳	工事総額	施行業者名	記載年月日	照合年月日

調製要領

- 1 口座ごとに作成するものとする。
- 2 工事記録簿は、バインダー式帳簿(左とじ)とする。
- 3 記録範囲は、公有財産台帳に登載されない現状変更の工事等(財産価値の増減を伴わない工事等)のなかで、次に掲げるものとする。
  - (1) 工事物件が土地の場合
    - ア 舗装工事      イ 排水工事      ウ 植栽工事      エ 整地工事      オ その他の模様替工事
  - (2) 工事物件が建物等の場合
    - ア 防水等工事      イ 白蟻駆除      ウ 従物の新設      エ 内部改造      オ その他の模様替等工事
  - (3) その他将来において記録管理の必要な工事等
- 4 記載要領
  - (1) 物件欄は、工事物件が土地の場合は「土地」と記載し、建物等の場合は当該建物等を特定できる名称を記載する。
  - (2) 施工年月日欄は、工事のしゅん工検査復命書の決裁日又は完工年月日等を記載する。
  - (3) 照合年月日欄は、財産取扱者が記載内容を十分確認したうえで記入する。

別記第6号様式中「財産取扱者記名押印」を「財産取扱者記名」に改める。

別記第7号様式中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第8号様式中「㊟」を削る。

別記第9号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第2号を削り、(備考)第1号を(備考)とする。

別記第10号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第2号を削り、(備考)第1号を(備考)とする。

別記第11号様式の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式中(備考)第2号を削り、(備考)第1号を(備考)とする。

(熊本県用品調達規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部改正)

第7条 熊本県用品調達規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(平成21年熊本県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「印」を削る。

(熊本県職務発明等に関する規程の一部改正)

第8条 熊本県職務発明等に関する規程(平成2年熊本県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年7月30日から施行する。